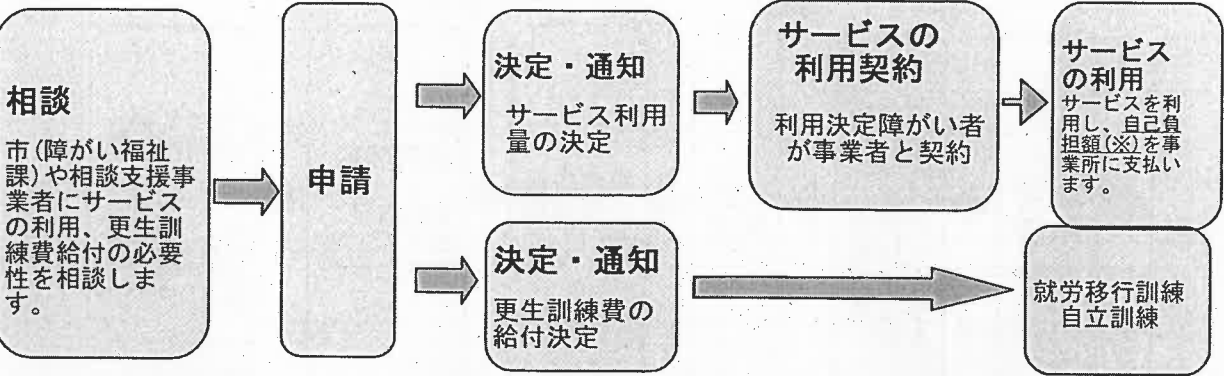


地域生活支援事業

サービス利用・給付の流れ

移動支援サービス・日中一時支援サービス利用、更生訓練費給付事業の流れ



*世帯の所得に応じて自己負担金を決定します。

サービス・給付の内容

サービス・給付の内容は次のとおりです。

サービス	身体	知的	精神	内 容
移動支援サービス	○	○	○	社会生活上、余暇活動、通所・通学のための外出の際の移動支援を行います。 ・社会生活上の外出／月10時間以内 ・余暇活動／月20時間以内 ・通所・通学／月46回以内
日中一時支援サービス	○	○	○	障がい者・障がい児を一時的に預かり、その者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練などをおこないます。 ・基準日数／各月の日数から8を差し引いた日数のうち必要な日数
更生訓練費給付	○	○	○	障害福祉サービスの就労移行支援、自立訓練を受けている者に、訓練・通所のための経費を支給します。

難病等の方々も身体障害者手帳の有無に関わらず、上記のサービスが必要と認められた場合には利用することができます。
対象疾患が決められていますので、担当者へお気軽にご相談ください。

医療費の助成制度

自立支援医療費の給付

自立支援医療は、特定の障がいのある方の医療費負担を軽減する制度で、対象となる医療費の負担が原則1割となります。また、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担上限額を設定します。自立支援医療には、次の3つの制度があります。

自立支援医療費(更生医療) 問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3563)

身体に障がいがある18歳以上の人が、その障がいの除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

○給付対象となる医療
臨床症状が消退した後の永続的な機能障がい改善のための医療。
(人工関節置換術、ペースメーカー植込術、人工透析など。)

自立支援医療費(育成医療) 問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3563)

身体に機能障がいがあったり、病気を放置すると障害を残す可能性のある18歳未満の児童が、生活能力を得るために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

自立支援医療費(精神通院医療)問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3563)

精神科への通院が継続的に必要な方に対し、医療費を給付する医療制度です。

○給付対象となる医療
精神及び精神障害に付随する一定の疾病に対して、指定医療機関に通院する際その医療費が助成されます。
○有効期間:1年間

重度心身障害児(者)の医療費の助成
浦添市重度心身障害児(者)医療費助成 問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

医療保険加入者で次のいずれかに該当する人に、保険診療による医療費の一部を助成します。ただし、本人や配偶者、扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。

- ・身体障害者手帳1、2級
- ・療育手帳A1、A2